

事 務 連 絡

令和4年6月9日

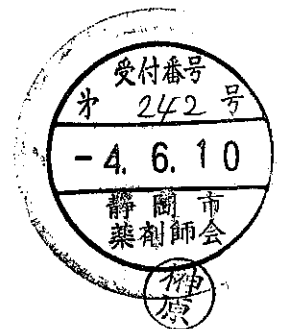
各地域薬剤師会会長 様

静岡県薬剤師会事務局長

マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

このことについて、静岡県健康福祉部生活衛生局薬事課長から別添のとおり、県としての「マスク着用の不要な場合の明確化」が示され、会員への周知の依頼がありました。

つきましては、貴会会員及び職員への周知をお願いいたします。



衛 薬 第 407 号
令和 4 年 6 月 7 日

公益社団法人静岡県薬剤師会長 様
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会静岡県支部長 様
一般社団法人日本保険薬局協会長（静岡県担当扱い） 様
静岡県病院薬剤師会長 様
静岡県製薬協会会長 様
静岡県医薬品卸業協会会長 様
一般社団法人日本産業・医療ガス協会静岡県支部長 様
静岡県登録販売者協会会長 様
静岡県配置医薬品協議会長 様
静岡県置き薬協会会長 様
静岡県医療機器販売業協会会長 様
東海歯科用品商協同組合長 様

静岡県健康福祉部生活衛生局薬事課長

マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて（依頼）

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策として、マスクの着用は極めて重要であり、会話をする際等には、マスクを着用していただくよう、様々な場面で県民の皆様をお願いしているところです。

一方、マスク着用が長期化する中で、どういった場面で外してよいのかという声や表情が見えにくくなることによる影響を懸念する声もあります。また、これから気温・湿度が高くなるため、熱中症のリスクも懸念されます。

今般、令和 4 年 5 月 20 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・こども家庭局連名の事務連絡にて示されたマスク着用の考え方を踏まえ、静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（5 月 24 日開催）に意見を聴き、静岡県健康福祉部感染症対策局において、**マスク着用の不要な場合が明確化**されましたので下記のとおりお知らせします。

つきましては、貴会会員への周知をお願いします。

記

1 マスク着用の感染症対策上の位置づけ

国の基本的対処方針のとおり、基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけ

は、これまでと変わりありません。

2 今回マスク着用が不要な場合を明確化した理由

- ・これから気温・湿度が高くなるため、熱中症のリスクが懸念される。
- ・マスク着用が長期化する中で、表情が見えにくくなることによる小児の発達への影響が懸念される。
- ・こういった場面で外してよいのかという声も寄せられている。

3 マスク着用が不要な場合等

- ・屋外では、近くで会話をしなければマスクは不要
- ・就学前の子どもには、マスクは原則不要
- ・マスク着用が推奨される場合に変わることがあるので、外出時は常にマスクを携行

4 留意点等

- ・本人の意に反して、マスクの着脱を無理強いすることがないようにお願いします。
- ・屋内・屋外、会話の有無などによるマスク着用の要否については、「場合別のマスク着用の参考表」を参照してください。
- ・本通知の趣旨は、マスクが不要な場面を明確化するというもので、濃厚接触者の考え方（※）自体には変更ありません。

※濃厚接触者の考え方

1メートル程度の距離で必要な感染予防策（マスク着用等）をとらずに陽性者と15分以上接触した人など。

- ・就学前の子どもについても、以下の例などではマスクを着用する場合があります。
例) 施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者が、マスク着用が必要と判断した場合

5 送付資料

- 「マスク着用が不要な場合について」
- 「場合別のマスク着用の参考表」
- マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて
(令和4年5月20日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・子ども家庭局連名事務連絡)
- 国作成チラシ
 - ・屋外・屋内でのマスク着用について
 - ・子どものマスク着用について

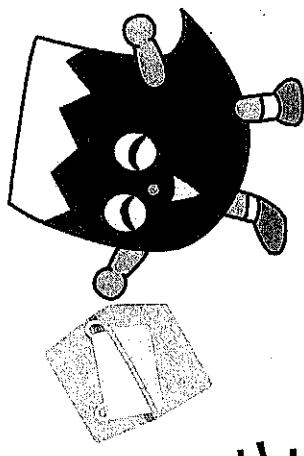
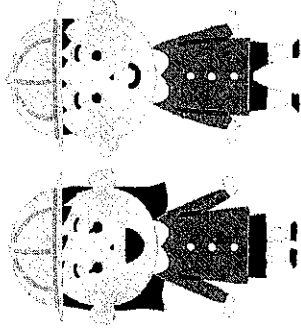
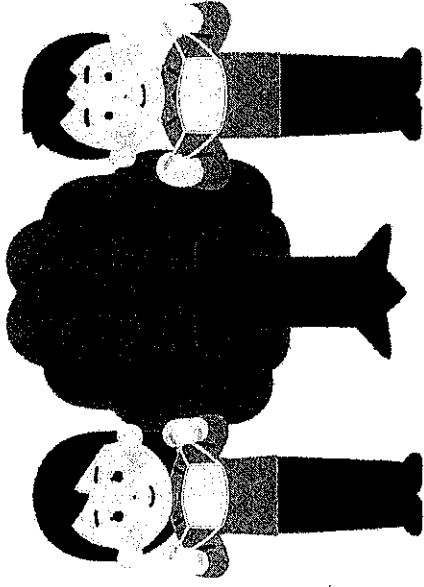
担 当 薬 事 企 画 班

電話番号 054-221-2411

マスク着用が不要な場合について

熱中症のリスクや表情が見えにくくなることによる小児の発達への懸念から、マスク不要な場合を明確にお示します。

- ①屋外では、近くで会話をしなければマスクは不要
- ②就学前の子どもには、マスクは原則不要



※ マスク着用が推奨される場合に変わることで、外出時は常にマスクの携行を
ありますので、

場合別マスク着用の参考表

マスクは常に携帯しましょう！

周囲の人の状況 屋内/屋外	同居人以外の人々（事例の赤字は国通知の事例）		
	自分1人のみ	同居人のみ	2m以上離れている
屋内 ※1	不要 例) 1人で部屋で過ごす	不要 例) 家族で居間で団らん	ほとんど会話無し
	不要	不要 例) 図書館で席を離れて座り自習	会話・発声あり
屋外	不要 例) 1人で散歩や自転車	不要 例) 静かにランニング・サイクリング・釣り	ほとんど会話無し
	不要	不要 例) 密にならない外遊び・テニス	会話・発声あり
			2m以内にいる
			ほとんど会話無し
			会話・発声あり
			推奨※2 例) 離れた席でおしゃべり
			推奨 例) 通勤電車・バスの中
			推奨 例) 狭い会議室での会議、カラオケ、麻雀
			不要
			不要 例) 徒歩通勤、静かな行列、野外観劇
			推奨 例) 繁華街・観光地の人混み、友人とBBQ、球技観戦

* 就学前の子どもは、マスクは原則不要

* 高齢者や基礎疾患のある人、またはそのような方と接する人は、マスク着用を推奨

* マスク着用なしで咳やくしゃみをする際は、口鼻をハンカチやそででおおう(咳エチケット)

※1: 車内(電車、バス、自家用車等)を含む

※2: 十分な換気等の感染対策をしている場合はマスクを外すことも可

事務連絡
令和4年5月20日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局） 御中

各〔都道府県
市区町村〕保育主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
子ども家庭局

マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力頂きありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策として、マスクの着用は極めて重要であり、会話をする際等には マスクを着用していただくよう、様々な場面で国民の皆様をお願いしているところです。

このマスク着用に関しては、こういった場面で外してよいのかという声や、マスク着用が長期化する中で表情が見えにくくなることによる影響を懸念する声があります。また、これから気温・湿度が高くなる季節になるため、マスクを着用していると熱中症のリスクも高くなることが懸念されます。

令和4年5月19日の厚生労働省アドバイザリーボードにおいても、発達心理と保育の専門家からお話を伺うとともに、専門家有志から、屋外と子どものマスク着用についての考え方が示されました。

こうしたことを踏まえ、基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけを何ら変更するものではありませんが、今般、下記のとおり、

- ・身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化するとともに、
- ・現在、オミクロン株の特徴を踏まえ、一時的に、対応を強化してきた保育所等における2歳以上の子どものマスク着用について、オミクロン株への対応以前の取扱いに戻すこととしましたので（概要については別紙参照）、内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、御願い申し上げます。なお、周知に当たってのリーフレットを追ってお示しする予定です。

記

1. 屋外でのマスク着用について

- ・ ランニングなど離れて行う運動や、鬼ごっこのような密にならない外遊びなど、屋外で、2メートル以上を目安として他者との距離が確保できる場合はマスクを着用する必要はないこと。
- ・ 徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うことはあっても、会話はほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要がないこと。
屋外であっても、近い距離で会話をするような場面では引き続き、マスクの着用を推奨すること。
- ・ 夏場については、熱中症になるリスクが高くなるので、上記のマスクを着用する必要はない場面では、マスクを外していただくことを推奨すること。

2. 屋内でのマスク着用について

- ・ 他者との距離が確保できており、会話がほとんどない場合は、マスク着用は必要ないこと。他方、会話を行う場合は、着用を推奨すること。
- ・ 距離が確保できない場合で、会話を行うときはマスクの着用を推奨すること。
加えて、通勤電車の中など距離が確保できない場合で、会話をほとんど行わないときについても、着用を推奨すること。

3. 子どものマスク着用について

- ・ 子どものマスク着用については、これまでも2歳未満については、マスク着用は奨めておらず、この取扱いに変更はないこと。
- ・ 2歳以上の就学前の子どもについては、オミクロン株への対応として、令和4年2月から、保育所等において、可能な範囲で、一時的にマスク着用を奨めてきたが、今般、この取扱いについて、2月の変更前の取扱いに戻すこと。
- ・ 具体的には、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないこと。

なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスク着用を求めることは考えられること。この場合でも、マスク着用を無理強いすることにならないよう、追って、留意点を子ども家庭局保育課より保育主管部(局)に対しお示しする予定であること。

【問い合わせ】

(1及び2関係)

新型コロナウイルス感染症対策推進本部(戦略班)

Mail: variants@mhlw.go.jp

(3関係)

子ども家庭局保育課

Mail: hoikuka@mhlw.go.jp

マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

- アドバイザリーボードで示された専門家の考え方（5/19）も踏まえ、以下のように対応する。
 - 基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変更しない
 - 身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化
 - 就学前の児童（2歳以上）のマスク着用について、オミクロン株対策以前の取扱いに戻す
- 引き続き、マスク着用を含めた基本的な感染対策（手指衛生や換気など）を徹底していただくとともに、こうしたマスク着用に関する考え方は、リーフレット等を作成し、丁寧に周知・広報を行う。

1. マスク着用の考え方

身体的距離（※）が確保できる ※ 2 m以上を目安		身体的距離が確保できない	
屋内（注）	屋外	屋内（注）	屋外

会話をを行う	着用を推奨する （十分な換気など感染防止対策を講じている場合は除外可）	着用の必要はない	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない 事例①	着用の必要はない 事例②

（注）外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。

※お年寄りと会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

事例①	事例②
・ランニングなど離れて行う運動	・ランニングなど離れて行う運動
・鬼ごっこなど密にならない外遊び	・鬼ごっこなど密にならない外遊び
事例②	事例③
・徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うような場合	・徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うような場合
事例③	
・通勤電車の中	

2. 小学校就学前の児童のマスク着用について

- 2歳未満（乳幼児）は、引き続き、マスク着用は奨めない。
- 2歳以上は、以下のとおり、オミクロン株対策以前の新型コロナウイルス対策の取扱いに戻す。

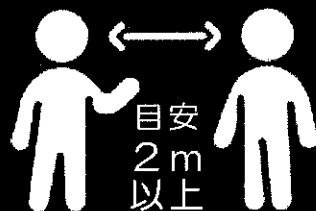
「保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられる」

（注）2歳以上については、本年2月の基本的対処方針の改訂時に、オミクロン株の特徴を踏まえた対応とし「保育所等では、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨める」としていた。



屋外・屋内でのマスク着用について

- マスク着用は従来同様、基本的な感染防止対策として重要です。
一人ひとりの行動が、大切な人と私たちの日常を守ることに繋がります。
- 屋外では、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合や、距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はありません。
- 屋内では、人との距離（2m以上を目安）が確保できて、かつ会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はありません。



【屋外】

距離が確保できる

距離が確保できない

会話をする



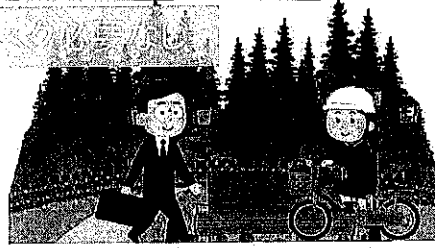
マスク着用推奨



会話をほとんど行わない



公園での散歩やランニング、サイクリングなど



徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面

【屋内】

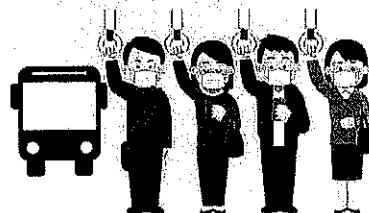
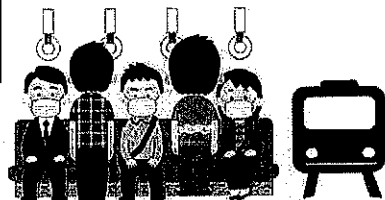
距離が確保できる

距離が確保できない

会話をする

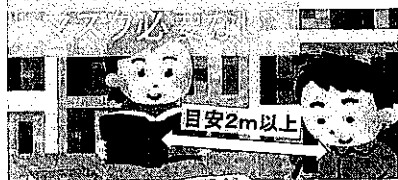


※十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可



通勤ラッシュ時や人混みの中ではマスクを着用しましょう

会話をほとんど行わない

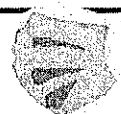


距離を確保して行う
図書館での読書、芸術鑑賞



高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。



夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。

マスクに関するQ&A



子どものマスク着用について



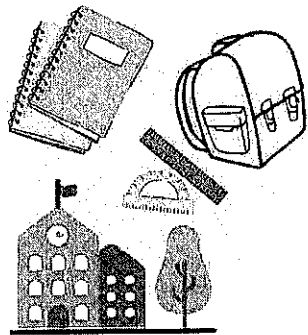
人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合
においては、マスクを着用する必要はありません。
また、就学前のお子さんについては、
マスク着用を一律には求めていません。



就学児について

（小学校から高校段階）

マスク着用の必要がない場面



屋外

- ・人との距離が確保できる場合
 - ・人との距離が確保できなくても、
会話をほとんど行わないような場合
- <例> 離れて行う運動や移動、
鬼ごっこなど密にならない外遊び
<例> 屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）

屋内

- ・人との距離が確保でき、
会話をほとんど行わないような場合
- <例> 個人で行う読書や調べたり考えたりする学習

学校生活

屋外の運動場に限らず、
プールや屋内の体育館等を含め、
体育の授業や運動部活動、登下校の際
※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう
※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

就学前児について

2歳未満

マスクの着用は推奨しません。

2歳以上の就学前の子ども

他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めて
いません。マスクを着用する場合は、保護者や周りの
大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。



気をつける
ポイント

- ▶ 夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要ない場面では、
マスクを外すことを推奨します。
 - ▶ マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、
「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。
- ※その他地域の状況に応じて、講じられている対策がある場合、それを踏まえ対応をお願いします。

